

海老名商工会議所では、市民の居住環境の向上による定住促進と、地域経済の活性化及び市内業者の育成を目的とした住宅リフォーム助成事業を実施します。

助成対象者

- ☐ 海老名市に1年以上住民登録をしている方
- ☐ リフォームする住宅の所有者であり、居住している方
- ☐ 市税等の滞納がない方（共有者を含む）

※過去に「海老名市住宅リフォーム助成金」または「海老名市三世代同居支援リフォーム助成金」の交付を受けたことのある方は対象外

対象住宅

- ☐ 海老名市内にある「戸建て住宅」「マンションの自己専有部分」「店舗などとの併用住宅の住宅部分」

※過去に「海老名市空き家活用促進リフォーム助成金」または「海老名市住宅取得支援事業補助金」の交付を受け、工事を行った住宅は対象外

対象となるリフォーム工事

- ☐ これから着工予定の工事（着手中・終了した工事は対象外）
- ☐ 申請者が居住する家屋に対するリフォーム工事
- ☐ 「海老名商工会議所会員」または「市内に本社・本店があり、住宅リフォーム取扱事業者の届け出をしている施工業者」を利用すること
- ☐ 工事費が10万円以上（税抜き）になること
- ☐ 工事完了後、令和5年3月10日（金）までに実績報告を行うこと
- ☐ 一部でも他の助成制度の対象となっていない工事

※助成対象となる具体的な工事の一例については、2ページをご覧ください。

※対象となる施工業者は、別紙「リフォーム業者一覧表」をご確認ください。

助成金交付の申請について

助成金額	申請に必要な書類
工事費の2分の1 (千円未満切り捨て) ※上限額10万円	☐ 魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金申請書 ※商工会議所にて配布、同会議所HPからダウンロード可 ☐ 見積書の写し ※施工業者が作成し、工事個所と工事内容がわかるもの ☐ 撮影日入りの現況写真（住宅全体の外観写真と工事を行う個所） ※写真プリントの場合はA4用紙に貼り付けてください

窓口申請期間 令和4年4月11日（月）～ 令和4年5月31日（火） ※土日・祝日除く平日のみ

窓口受付時間 午前9時～午後5時

!!注意事項!!

- ・予算額に達した場合、抽選となります。抽選となった場合は通知します。
- ・「助成金」の交付申請となるため、必要書類が不足している場合、一式でお受け取り出来ません。
- ・審査・交付決定にお時間を要します。あらかじめご了承ください。
- ・助成は全ての申請期間を通して、申請者及び1棟の住宅につき1回限りとなります。
- ・1事業者につき「5件」の受注枠があります。施工業者にお問い合わせの際は、受注件数をご確認ください。
- ・審査の都合上、郵送による受付はしていません。
- ・申請書類などの押印は、朱肉を使用した印を使用してください。（シャチハタ印は使用しないでください）
- ・書類に訂正がある場合は、訂正箇所には二重線を引き押印してから正しく記入してください。（修正テープ、修正液等使用しないでください）
- ・虚偽申請や不正な事実が確認された場合は、交付決定を取り消します。

交付申請から助成金が支払われるまで

①施工業者の決定後、見積書が発行された段階で申請書を提出

工事着工中、終了工事は対象外となります。必ず工事着手前に申請をお願いします。

必要書類

☐ 魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金申請書

→ 商工会議所にて配布、同会議所HPからダウンロード可

☐ 見積書の写し

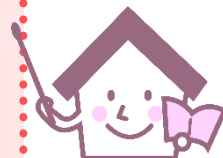
→ 施工業者が作成し、工事個所と工事内容がわかるもの

→ 施工業者の事業所名・住所・電話番号の記載があり、かつ社印の押印があるもの

☐ 撮影日入りの現況写真（住宅全体の外観写真と工事を行う個所）

提出方法

窓口へ持参



【注意！】リフォーム施工業者について 下記2つの条件のうち、どちらかに該当する必要があります。

・海老名商工会議所の会員業者

・海老名市リフォーム取扱事業者一覧に掲載のある業者

（海老名商工会議所および海老名市役所住宅まちづくり課（庁舎4階）で配布、またはHPからダウンロード可能）

【注意！】申請時に施工前の写真、工事完了後の実績報告時に施工中及び施工後の写真を提出して頂きます。

・施工したことが明らかにわかるよう同じアングルで施工個所全体を撮影してください。（複数枚でも可）

・外壁や樋工事の場合は、すべての面（箇所）の確認ができるよう撮影してください。

・撮影は、申請者または施工業者、どちらでも構いません。

【注意！】受付期間終了後、申請条件を満たすかどうか、海老名商工会議所にて書類審査をいたします。

・追加で確認が必要な場合、申請条件に満たない場合は、海老名商工会議所からご連絡いたします。

・申請がこちらで設定した予算上限に達した場合は、抽選となります。

②審査通過・交付決定

審査通過後、「助成金交付決定通知書」を郵送し、その受け取りをもって交付決定となります。

交付決定を受ける前に着工した場合、助成対象外となりますのでご注意ください。

※「助成金交付決定通知書」には、工事完了後のご提出書類一式が同封されております。

※「助成金交付決定通知書」は、助成金のお受け取りが完了するまで大切に保管してください。

③工事の着工 ※令和5年3月10日（金）までに実績報告ができるよう着工してください。

工事個所の追加、取り止めにより工事金額に変更が生じる場合は、工事着工前に「変更・中止届」を提出してください。

※工事途中に急遽変更が生じた場合も必ずご連絡ください。

※工事が中止となった場合も届け出の提出をお願いします。

※後の工事完了報告の際に、施工途中・完成時の写真（撮影日入り）がそれぞれ必要となります。

④工事完了報告 工事代金支払い後、速やかにご提出ください

※最終提出期限:令和5年3月10日(金)

海老名商工会議所に下記書類をご持参ください。

必要書類

☐実績報告書

- 「助成金交付決定通知書」郵送時に同封します。
- 助成金交付申請時と同一の印で押印してください。

☐領収書の写し(施工業者が発行し、消費税額を明記したもの)

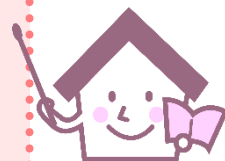
☐撮影日入りの現況写真(「施工中」と「施工後」のリフォーム箇所がわかるもの)

☐申請時に申告をした納税状況について、納税の証明ができるもの

(領収書、引き落とし口座の通帳の写し、等)

→該当するもの全ての証明が必要です。(市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)

提出方法
窓口へ持参



上記書類審査後、助成額が確定しましたら、「助成金確定通知書」および「請求書」を郵送します。

⑤請求書の提出

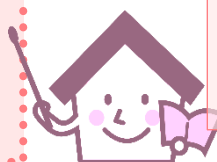
助成金の振込先口座等を記入し、提出してください。

必要書類

☐請求書

- 申請者本人名義の口座に限ります。
- 助成金交付申請時と同一の印で押印してください。

提出方法
窓口へ持参
または郵送



請求書の受領後、速やかにお振込みします。

⑥助成金の支払い

入金の確認は通帳記入にてお願いします。

※審査の都合上、交付決定にお時間を頂く場合がございます。あらかじめご了承ください。

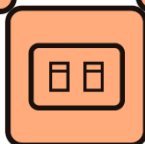
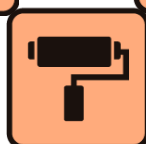
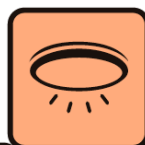
助成の対象となるリフォーム工事の一例

住宅部分のみが対象。

外構工事や別棟の車庫や倉庫、併用住宅の店舗等部分は対象外です。

部分的な補修工事や、家電の購入及びそれに付随する工事は対象外となります。

	No.	リフォームの内容	摘 要
対 象	1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認申請の写し及び添付図面が必要
	2	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外
	3	機械設備工事 (給排水衛生・給湯・換気・ガス設備)	リフォーム対象工事による撤去・移設・取換・新設に関するもの
	4	電気設備工事	
	5	オール電化住宅工事	
	6	屋根の履き替え、塗装、防水工事	
	7	外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象
	8	部屋の間仕切りの変更工事	
	9	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等 床暖房(ガスや電気式)工事や内装工事と合わせて行う 室内カーテン・ブラインドの設置は対象
	10	断熱改修工事 (床・壁・窓・天井・屋根)	
	11	ふすま紙、障子紙の張替や畳の取替 (表替え含む)	
	12	雨どいなどの取替や修理	
	13	建具・開口部の取替や新設工事	手動及び電動シャッターも対象 窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替等、単独は対象外
	14	作り付け収納家具工事 (造作大工工事の伴うもの)	
	15	証明設置場所の内壁の張替工事などに伴う LED証明に関する節電工事	
一 部 対 象	16	バリアフリー改修工事 (手すりの設置、壁補強、段差解消等)	市で行っている他の助成制度を利用していない部分が対象
	17	耐震改修工事 (屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	木造住宅耐震改修工事費の助成制度を利用していない部分が対象
	18	防音工事 (天井・壁・サッシの改修等)	国の住宅防音工事の助成制度を利用していない部分が対象
	19	住宅の解体工事	リフォーム対象工事に関わる解体工事が対象



魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金交付申請書

R 4 年 XX 月 XX 日

(申請先) 海老名商工会議所会頭 あて

(申請者※1) 郵便番号 2 4 3 - 0 4 3 8

2 助成対象金額=工事費用
3 助成金申請額=工事費用の 1/2
※上限 10 万円

住 所 海老名市めぐみ町 6 - 2
氏 名 商 工 太 郎
電 話 0 4 6 (2 3 1) 5 8 6 5

魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金交付要領第 6 条の規定により、次の住宅リフォームについて助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 リフォームの内容	リビングの壁紙張替、畳の表替え工事		
2 助 成 対 象 金 額	金	1 9 0 , 0 0 0	円 (税抜き)
3 助 成 金 申 請 額	金	9 5 , 0 0 0	円 (千円未満切捨て)
4 工 事 期 間	R 4 年 8 月 2 0 日 (予定) ~ R 4 年 9 月 1 0 日 (予定)		
5 申請住宅の所有状況	☒ 個人名義	☐ 共有名義	☐ その他 ()
6 住 民 登 録 の 状 況	1 年以上住民登録が		☒ ある ☐ ない
7 海老名市税等の状況※2	☒ 市民税	☒ 固定資産税	☒ 軽自動車税 ☐ 国民健康保険税
8 海老名市に対する滞納の有無※2	市民税の滞納		☒ ない ☐ ある
	固定資産税の滞納		☒ ない ☐ ある
	軽自動車税の滞納		☒ ない ☐ ある
	国民健康保険税の滞納		☐ ない ☐ ある
9 住宅助成制度の給付状況	海老名市住宅リフォーム助成金		☒ なし ☐ あり
	海老名市三世帯同居支援住宅リフォーム助成金		☒ なし ☐ あり
	海老名市空き家活用促進リフォーム助成金の交付を受けた住宅		☒ なし ☐ あり
10 他の助成等制度の適用※3	他の助成制度 (海老名市介護保険住宅改修費や海老名市木造住宅耐震改修工事費補助金) の助成を ☐ 受ける ☒ 受けない		
11 添 付 書 類	☒ 見積書の写し (リフォームの内容が確認でき、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。) ☒ 撮影日入り現況写真 (住宅全体とリフォーム部分) ☒ 確認申請が必要な工事の場合は、確認申請書の写し ☐ その他会頭が必要と認めるもの ()		

【個人情報保護法に基づく承諾】

本申請に当たり、私に関係する種々の個人情報については、申請、工事確認、助成等の本件手続の一切に関する限りにおいて、海老名商工会議所並びに海老名市に提供し、各種連絡、実態調査・分析のために利用されることを承諾します。

申請者氏名 商 工 太 郎

- ※1 申請者は、リフォーム予定の住宅を所有し、かつ、現に居住する者に限ります。
 ※2 海老名市税等の状況や滞納の有無については、事実を申告していただき、後日滞納が発覚した場合は、補助金を返還していただきますので、慎重に記載くださるようお願いいたします。
 ※3 他の助成等制度を受けようとする場合は、その制度の申請書又は決定通知書の写しを添付してください。

魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金変更・中止承認申請書

R 4 年 XX 月 XX 日

海老名商工会議所会頭 殿

申請時と同じご印鑑で
押印してください。

交付決定通知書に記載された
日付を記入してください

交付対象者 郵便番号 2 4 3 - 0 4 3 8
住 所 海老名市めぐみ町 6 - 2
氏 名 ふりがな 商工 しょうこう 太郎 たろう
電 話 0 4 6 (2 3 1) 5 8 6 5

— R 4 年 6 月 1 0 日付けで助成の交付決定を受けた対象リフォーム工事について、次のとおり変更・中止したいので、魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金交付要領第 9 条第 1 項の規定により申請します。

変更・中止の区分	☒ 変 更 ☐ 中 止
変更・中止の理由	寝室の壁紙張替を追加した為。
変更前の対象工事費	金 1 9 0 , 0 0 0 円（税抜き）
変更後の対象工事費	金 2 4 0 , 0 0 0 円（税抜き）
変更後の助成申請額	金 1 0 0 , 0 0 0 円（千円未満切捨て）

添付書類 (1) 変更に係る工事見積書の写し
 (2) 撮影日入り現況写真（工事内容が変更になった場合）

魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金実績報告書

R 4 年 XX 月 XX 日

海老名商工会議所会頭 殿

申請時と同じご印鑑で
押印してください。

申 請 者 郵便番号 2 4 3 - 0 4 3 8
住 所 海老名市めぐみ町 6 - 2
氏 名 商 工 太 郎
電 話 0 4 6 (2 3 1) 5 8 6 5

令和 3 年 6 月 25 日付けで交付決定を受けた魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金について、住宅リフォーム工事が完了したので、魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金交付要領第 10 条の規程により次のとおり関係書類を添えて報告します。

実施したリフォーム 内容	リビング・寝室の壁紙張替、畳の表替え工事
工 事 着 手 日	R 4 年 8 月 3 0 日
工 事 完 了 日	R 4 年 9 月 8 日
助成対象金額	金 2 4 0 , 0 0 0 円 (税 抜)
添 付 書 類	☒ 助成対象リフォーム費用の領収書の写し ☒ 施工中及び施工後のリフォームを行なった部分の写真（日付入り） ☐ 検査済証の写し（建築確認申請が必要な工事の場合） ☐ その他会頭が必要であると認める書類

助成対象金額＝工事費用
※工事費用等、申請内容に変更があった場合は、必ず事前に「魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金変更・中止承認申請書」をご提出ください。

「魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金実績報告書(本書面)」をご提出の際、申請時にご申告頂いた市民税等の納税状況を確認させていただきます。

※ご申告いただいたすべての証明が必要です。
(市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税のうち、該当するものすべて)

証明となるものの一例：納税時の領収書、引き落とし口座の通帳の写し、納税証明書、等

【 - 】

魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金請求書

R 4 年 XX 月 XX 日

海老名商工会議所会頭 殿

申請時と同じご印鑑で
押印してください。

請 求 者 郵便番号 2 4 3 - 0 4 3 8

住 所 海老名市めぐみ町 6 - 2

氏 名 しょうこう 太郎 商工

電 話 0 4 6 (2 3 1) 5 8 6 5

次のとおり魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金の交付を請求します。

助 成 金 請 求 額 金 100,000 円

記請求額は、次の口座に振り込みをお願いします。

「ゆうちょ銀行以外の金融機関」、「ゆうちょ銀行」どちらかを1つご指定下さい。

ゆうちょ銀行以外 の金融機関	商工	銀行 信金・農協 信組・()	海老名	本店・支店 出張所		
口座種別	☒ 普通預金 ☐ 当座預金					
口座番号	0	0	0	0	0	0
口座名義人 (カタカナ)	ショウコウ タロウ					

ゆうちょ銀行	ゆうちょ 銀行	ゆうちょ 店番 (3桁)		
口座種別	☐ 普通預金 ☐ 当座預金			
口座番号				
口座名義人 (カタカナ)				

【受付 - 】